

たところ、「区市町村への意向調査に基づき、積算したが、特に新規実施予定校において、実施体制が整わず、計画どおりに活動が進まなかったため」との回答を得た。

確かに、教育庁が実施した意向調査は、予算編成の日程の都合上、平成25年度の早い段階で実施されていることからすれば、その当時に予定されていた区市町村の意向と平成26年度における実施体制に乖離が生じることは、やむを得ないとも言える。

一方、平成25年度における区市町村からの意向調査の段階においては、区市町村から1億8千万円超の要望があり、将来の不確定要素を考慮するために、教育庁では、要望額から31.2%減の1億2千万円強の予算額を設定している。このように予算額を保守的に設定しているのであるから、当該事業の執行に当たっては、執行率が高まる結果となるように、これまでの支援以上に区市町村との連携強化を図るべきであったものと考えられる。

(2) 公立小中学校運動場芝生化維持管理経費補助事業について

公立小中学校運動場芝生化事業については、教育ビジョンにおいて、主要な施策の一つとして掲げている事業である。そのため、教育庁は、校庭の芝生化に関する初期投資に加えて、芝生の維持管理経費についても、区市町村に対して補助を実施している。

ところが、表B8-1-1のとおり、平成26年度予算額に対する執行率は26.0%となっており、当初想定していた事業の1/4程度しか進捗していない。その理由を教育庁に質問したところ、「区市町村立小・中学校の芝生化した校庭について専門的維持管理を行うに当たり、業者等との契約において契約差金等が発生したため」と回答を得た。

しかしながら、契約差金等の発生だけで、執行率が26.0%となることは、通常想定することができないことから、更に追加で差異の発生内容について教育庁に質問したところ、補助対象となった学校数が半減していることが判明した。すなわち、予算段階においては、198校と想定していたのに対し、最終的な補助実績は、93校にとどまっているのである。

もちろん、小・中学校において、独自に維持管理組織を構築し、教育庁からの補助金を得ずに芝生化を維持する学校が登場することは好ましいことである

が、執行率が他の事業に比べてかなり低いいため、維持管理等のアドバンスをきめ細かく行うと共に、更に事業の活用を促すなど、今まで以上に区市町村との連携を十分に図り、執行率を高めるための取組が必要だと考えられる。

(3) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業について

当該事業に関しては、平成26年度事業概要に次のように記載されている。すなわち、「学校管理下における児童の安全対策は、学校、家庭及び地域が連携して、交通安全、防犯及び災害対策の各観点から、総合的に実施されることが重要である。そこで、文部科学省の「地域ぐるみ目の学校安全体制整備推進事業」を活用し、区市町村教育委員会において実施する、学校が保護者や地域住民等のボランティアとともに取り組む安全対策の事業を支援している」と記載されており、平成26年度における主要な施策の一つである。

ところが、表B8-1-1のとおり、平成26年度予算額に対する執行率は75.9%となっており、執行率が低い状況となっている。この点を教育庁に質問したところ、「学校や通学路において児童生徒の見守りを行うに当たり、区市町村においてスクールガード・リーダーの巡回回数やスクールガード養成講習会の実績が当初計画より少なかったことにより、補助金交付額が減った」との回答を得た。

教育庁は、主要な施策の一つとして掲げている事業については、事業を実施している段階から、様々な支援の方策を模索すべきである。例えば、スクールガード・リーダーの巡回回数が少ないのであれば、区市町村から実態を適宜把握することで、何らかの支援が可能であったと考えられる。区市町村への指導・助言を更に充実させることで、執行率を高めることは可能なのである。

(4) 広域行政に係る補助事業のうち執行率の低い事業について

教育庁が、主要な施策として掲げられている事業について、合理的な理由による執行率の低下要因を除き、事業が進捗しなかったことよって執行率が低い状況になってしまうことは望ましい状況ではない。このような状況の要因の一つには、区市町村との連携が図られていなかったこともあると考えられるため、今以上に区市町村への指導・助言を行い、連携を図っていく必要がある。

2. 区市町村教育委員会との連携について

前述のとおり、制度上は、都教育委員会の権限と区市町村教育委員会の権限とは、明確に区分されている。

将来的には、都の人口が減少することが予測され、ますます、地方公共団体の財政格差は拡大するものと思料されるころであるが、義務教育をはじめとした教育行政を円滑に推進していくためには、都と区市町村とが一体となって教育行政を遂行していく必要があるものと考ええる。

(意見 1-26) 広域行政における連携強化について

教育庁は広域的な支援を行う補助事業等を数多く実施しているが、その中には、平成26年度において、例えば学校支援ボランティア推進協議会事業の予算執行率70.0%（予算130,700千円）、公立小中学校運動場芝生化維持管理経費補助金の予算執行率30.0%（予算138,536千円）及び地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の予算執行率75.9%（予算8,275千円）のように、予算執行率が低いものがある。合理的な理由による未執行は何ら問題があるものではないが、これら3件の予算執行率が低い事業等は、区市町村教育委員会と教育庁との連携が十分に機能していないことを原因としている側面がある。

教育庁が所管する事業は多岐にわたり、中でも、広域的支援事業については、地域関係者等との連携が不可欠である。したがって、教育庁は、これまで以上に有効性の視点を加え、教育庁は区市町村教育委員会等との緊密な連携を更に強化することとされたい。

IX 学校等の現場監査での検出事項について

監査人は、表B9-0-1の理由から、学校運営の現場である学校とその経営支援を行っている学校経営支援センターを現場監査の往査先として選定した。

表 B9-0-1 現場視察先の選定理由

選定先	選定理由
世田谷総合高等学校	① 単位制の総合学科を設置した高等学校であること ② 2つの学校が統合してから比較的目的が狭いこと ③ 部活動推進指定校に指定されていること ④ 債権管理の状況に脆弱性が見受けられたこと
中部学校経営支援センター	① 世田谷総合高等学校を支援していること ② 都内3つのセンターの中心的役割を担っていること

(監査人が作成)

1. 世田谷総合高等学校の概要について

世田谷総合高等学校は、玉川高等学校全日制課程と砧工業高等学校全日制課程を発展的に統合し、両校のこれまでの教育実績を踏まえた統合学科の学校として、平成20年4月1日から第1期生を受け入れた高等学校である。
世田谷総合高等学校の教育目標と目指す学校は、表B9-1-1のとおりである。

表 B9-1-1 世田谷総合高等学校の教育目標と目指す学校

教育目標	<p>○望ましい職業観・勤労観を育む。</p> <p>①働くことに対する敬意の育成を図る。</p> <p>②「産業社会と人間」の充実を図る。</p> <p>③相対機能の充実を図る。</p> <p>○確かな学力を育む。</p> <p>①基礎・基本の確実な定着を図る。</p> <p>②自学自習の習慣の定着を図る。</p> <p>③補習等の学習支援の充実を図る。</p> <p>○規範意識を育む。</p> <p>①協調の精神と他者を思いやる心の育成を育む。</p> <p>②基本的生活習慣の定着を図る。</p> <p>③社会的ルール・マナーの習得を図る。</p>
目指す学校	<p>『心身の健全育成を図り、総合的人間力を育てる学校』</p> <p>『落ちついた教育環境で、安心・安全に学ぶことができる学校』</p> <p>『生き方あり方を考え、目標に挑戦し、実現することができる学校』</p>

(平成27年度「学校要覧」より監査人が作成)

また、平成27年4月1日における世田谷総合高等学校の生徒数を示すと、表B9-1-2のとおりである。

表 B9-1-2 世田谷総合高等学校の生徒数 (平成27年4月1日時点)

性別	1年	2年	3年	合計
男	76人	64人	66人	206人
女	164人	171人	168人	503人
合計	240人	235人	234人	709人

(平成27年度「学校要覧」より監査人が作成)

さらに、教育課程編成の基本方針を示すと、表B9-1-3のとおりであり、中でも6系列で選択できる教科・科目の存在が、総合高等学校としての特色を示している。

表 B9-1-3 教育課程編成の基本方針

基本方針
①単位制を原則とした教育課程を編成する。
②6系列を設置し、系列に関連した専門性の基礎・基本が学べるよう教科・科目を開設する。
設置系列 「社会・教養」「環境・サイエンス」「国際・文化理解」「情報デザイン」「ライオンデザイン」「ものづくり」
③生徒の個性や進路希望に対応し、大幅な選択制と少人数指導を充実させる。
④系列や今日的課題に対応した学校設定教科・充実を図る編成とする。
⑤基礎技術・表現に関わる教育の充実により、コミュニケーション能力を育成する。
⑥異文化理解や外国語教育の充実、「日本の伝統・文化」に関する教育の実施により、多様な文化を理解し、尊重する態度を養う。
⑦キャリア教育やガイダンス機能を充実し、科目選択や学習に主体的に取り組み態度を育成する。
⑧「本物」にふれる学習、実践的体験的学習を重視するとともに、学習成果を発表する機会を設け、学習意欲の向上につなげる。
⑨地域社会や外部機関と連携した教育活動を行い、社会性や奉仕の精神を育成する。

(平成27年度「学校要覧」より監査人が作成)

2. 中部学校経営支援センターの概要について

学校経営支援センターは、都立学校に対する多様な教育ニーズや環境変化に柔軟に対応し、自律的な学校経営とより質の高い教育サービスを提供するためには、学校訪問を通じたきめ細かい実態把握を行い、学校からの要望等一つの窓口で対応するとともに、学校の個性化・特色化を発揮させるためには、校長の学校経営を組織的にサポートする体制整備が必要であるとして、設立された組織である。

そして、学校経営支援センターは、主に「人事管理支援」、「学校経営支援」及び「教育活動支援」の3つの観点から、都立学校の様々な事務を支援している。なお、中部学校経営支援センターは「センター・オブ・センター」として、都内にある3つの学校経営支援センターで中心的な役割を担っている。

学校経営支援センターは、都立学校への支援に特化した組織であり、他の道府県には同様の組織が存在しないことから、教育庁の特色の一つと言える。なお、区市町村教育委員会との連携を目的とした教育事務所とは異なる機能を持っている。その他の詳細は、本報告書第2のIIの2.「学校経営支援センターについて」を参照されたい。

なお、以下においては、現場監査における検出事項を記載しているが、教育現場である学校での検出事項として取り上げ、学校経営支援センターについては、センターとしての支援体制に過不足がなかったかという観点から記載しているため、特段、場合分けをしていない。

3. 教育目標、重点目標及び数値目標の関連性について

都立学校においては、毎年度、すべての学校で「都立学校・学校経営シート」（以下、「経営シート」という。）を作成しており、教育庁ホームページにて、その結果を公表している。この経営シートには、教育課程の特徴や進路実績などの基本情報に加え、該当年度の重点目標と数値目標、自己評価結果、さらには中長期的な目標値などが記載されている。

そこで、世田谷総合高等学校が掲げる教育目標、経営シートに記載された重点目標及び数値目標について、これらがどのように関連付けられているのか比較検討したところ、表B9-3-1のとおり、直接的な関連性が分かりづらい事例が一部検出された。

表 B9-3-1 世田谷総合高等学校における各種目標比較

教育目標	平成26年度重点目標	平成26年度数値目標
望ましい職業観・勤労観を育む	進路希望実現への支援	希望進路達成した生徒の割合
確かな学力を育む	学力向上推進の取組	生徒の授業満足度
規範意識を育む	主体的自律的活動の推進	行事に満足している生徒の割合

(平成27年度「学校要覧」及び平成26年度「学校経営シート」より監査人が作成)

表 B9-3-1 のとおり、学校の教育目標である「確かな学力を育む」と平成26年度重点目標である「学力向上推進の取組」については、直接的に関連付けられた目標となっていないことは理解できるものの、これらの目標と平成26年度数値目標である「生徒の授業満足度」とについては、直接的に関連付けられているかどうか明らかではない。なぜなら、生徒の授業の満足度と学校が学力向上を推進した成果は、直ちに正比例しないと考えられるからである。つまり、生徒の授業満足度が上がったとしても、それが直ちに、学力向上に繋がったかどうかは計り知ることができないため、直接的な関連性が分かりづらいのである。この点、重点目標が「学力向上推進の取組」であるならば、数値目標は、学力向上の結果を示す数値（例えば、全国で統一して行われるテストの成績や進学実績など）、又は取組の結果を示す数値（例えば、自習時間の増加率など）を用いるなどして、重点目標と直接的な関連性を具体的に示すことが有用であると考えられる。

(意見1-27) 教育目標、重点目標及び数値目標の関連性について
 世田谷総合高等学校において、経営シートを閲覧したところ、平成26年度の重点目標「学力向上推進の取組」に対して数値目標が「生徒の授業満足度」とされているように、両者の直接的な関連性が分かりづらい事例が検出された。この点、成果指標としての数値目標は、例えば、全国で統一して行われるテストの成績や進学実績などが望ましい。

したがって、学校はその教育目標、重点目標及び数値目標について、これらの関連性が誰から見ても客観的で分かりやすく設定するとともに、学校経営支援センターはこの当該設定に関する支援を適時適切に実施し、その役割を十分に果たすこととされたい。

4. 個人情報を含む書類の取扱いについて

世田谷総合高等学校では、定期考査の答案用紙について、専用の袋に収納し、これを施錠できる場所で保管するという定期考査の適正な実施及び管理に係るガイドラインに基づきルールを設けている。これは、定期考査の答案用紙のように、個人情報などを含む書類を校内で紛失するリスクを防止することを目的としているものである。

【(参考) 定期考査の適正な実施及び管理に関する規程 (一部抜粋)】

採点は、職員室または教科準備室で行い、答案用紙は考査袋に入れ、施錠できる場所(考査ロッカーや自席机等)に保管する。一時的に採点を中止する場合でも施錠できる場所に保管する。やむを得ず自宅で採点する場合は、管理職の許可を得る。

このルールが原則どおり適切に運用されれば、校内での個人情報の漏えいリスク発生の可能性を最低限にとどめることができる。

しかしながら、「やむを得ず自宅で採点をする場合は、管理職の許可を得る。」という例外を認め、定期考査の答案用紙について、校外へ持ち出すことを認めている点では、大きなリスクを内包していると言える。なぜなら、重要な書類であると意識しつつ、細心の注意をもって答案用紙を校外に持ち出すものと考えられるが、校外の場合は、本人が十分に注意を払っていても、答案用紙を入れたカバンをひったくられるなど、答案用紙の紛失のリスクは飛躍的に高まることになる。仮に、何らかの理由で答案用紙を校外で紛失し、生徒の個人情報が漏えいした場合、その後の漏えい範囲が無限に拡大してしまうおそれもある。このような事態は、教員の単なる職務事故では済むものではなく、生徒・保護者ないし都民一般からの信頼を失墜させるおそれがある。

しかも、答案用紙の校外持ち出しは、やむを得ず自宅で採点する場合に限定されているのであろうが、そもそも教員や非常勤講師が自宅で採点しなければならぬような職場環境など、学校運営の仕組みが問題ではないであろうか。また、自宅での答案採点を許可することは、教員に時間外勤務を許可することと同義であることから、残業などの勤務上の問題がないのかといった懸念が生じる。

なお、教育庁が定める「都立学校情報セキュリティ・個人情報保護対策マニュアル」(以下、「マニュアル」という。)によれば、定期考査の答案用紙は「S-2」に分類される。この「S-2」は、マニュアルにおいて、校外へ書類等を持ち出す都度、校長等の承認を得ることと規定されている。したがって、世田谷総合高

等学校の「定期考査の適正な実施及び管理に関する規程」は、マニュアルに準拠しているものである。したがって、この世田谷総合高等学校のルールが内包するリスクは、教育庁が定めるルールの問題でもありと考えられる。

(指摘1-8) 個人情報を含む書類の取扱いはについて

世田谷総合高等学校では、教育庁が定めるマニュアルに準拠して、定期考査の答案用紙について「やむを得ず自宅で採点をする場合は、管理職の許可を得る。」という例外的な取扱いを認めているが、このような個人情報を校外に持ち出した場合は、本人が十分に注意を払っていても、個人情報を入れたカバンをひったくられるなどの紛失のリスクが飛躍的に高まることになり、仮に個人情報漏えいしたら、その後の漏えい範囲が無限に拡大して、生徒・保護者ないし都民一般からの信頼を失墜させるおそれがある。しかも、教員や非常勤講師が自宅で採点をしなければならぬような職場環境など、学校運営の仕組みが問題ではなからうか。このような個人情報を含む書類の取扱いや学校運営の仕組みについては、適切に見直しを図ることとされたい。なお、必要に応じて、マニュアルの適切な見直しも図ることとされたい。

5. 「いじめ」に対する取組について

世田谷総合高等学校は、表 B9-5-1 のとおり、いじめの件数を過去3年間0件と認識している。

表 B9-5-1 世田谷総合高等学校が認識しているいじめの件数

年度	H24年度	H25年度	H26年度
件数	0件	0件	0件

(世田谷総合高等学校作成資料より監査人が作成)

このように、いじめの件数が過去3年間0件であるのは、世田谷総合高等学校が「いじめの実態把握のためのアンケート」を年3回行っており、いじめが深刻な状態になるまで放置されることを未然に防止していること、効果の一つであると言える。また、このアンケートにいじめと疑える記載があった場合には、その事案について、担任以外の生活指導主任が事実を確認し、校長・副校長に報告した上で、当該事案が解決されるに至るまで、校長・副校長・生活指導主任の3名でフォローアップをする体制が確立されていることが大きな功を奏していると考えられる。このような仕組みについては、一定の評価をすることができると考えられる。

世田谷総合高等学校の説明によれば、平成26年度に実施したアンケートにおいては、いじめと疑われるような記載があったものの、生活指導主任を中心としてこの記載の事案を確認した結果、いじめではないという結論に至ったということであった。

しかしながら、生徒との面談など事実確認がどのように行われ、事案の解決に至ったか、その対応の経緯と類末の記録が残されていない。このように問題事案が発生した場合には、その対応の経緯と類末を記録することが重要である。なぜなら、この記録がない場合、保護者に対して説明責任を十分に果たすことができない可能性がある。また、校長・副校長・生活指導主任が交代する時の業務上の引継ぎに問題が生じる可能性もある。

(指摘1-9)「いじめ」に対する取組について
 世田谷総合高等学校では、年3回の「いじめの実態把握のためのアンケート」を実施しており、いじめと疑える記載がアンケートにあった場合には、その事案について、担任以外の生活指導主任が事実を確認し、校長・副校長に報告した上で、当該事案の解決に至るまで、校長・副校長・生活指導主任の3名でフォローアップをする体制が確立されている。しかしながら、生徒との面談など事実確認がどのように行われ、その事案が解決に至ったか、その対応の経緯と顛末の記録が残されていない。かかる状況では、保護者等に対する経緯や顛末の説明責任を十分には果たせないこと、校長・副校長・生活指導主任が交代する際の業務上の引継ぎに問題が生じるなど、様々な問題が発生する可能性があることから、その対応の経緯と顛末を適時適切に記録することとされたい。
 また、教育庁は、すべての都立学校に対して、いじめに関するアンケート等で発覚した事案について、その対応の経緯と顛末を記録するよう、適切な指導を実施することとされたい。

6. 過大な学校徴収金の取扱いについて

(1) 過大な学校徴収金の経緯について

平成27年2月に作成された、世田谷総合高等学校全体に対するアンケート結果を監査人が閲覧したところ、「本来10回の修学旅行の積立金の支払であるはずなのに、11回分を口座から引き落とされており、学校側に何度も伝えられているにもかかわらず返金されない」旨の保護者からのコメントを検出した。

このコメントについて、世田谷総合高等学校に追加で質問したところ、表B9-6-1のとおり、その経緯が判明した。

表 B9-6-1 過大徴収した学校徴収金の経緯

発生時期	発覚事実
平成26年度 (発生時期は不明)	本来10回の修学旅行積立金の徴収事務の際に、学校担当者が誤って、保護者等(31件)から、11回目の口座引落しを上司の承認を得ずに実行した。 口座引落し請求時のデータの一部を適切に保存していなかった。 本来作成すべき「個人別管理表」の作成が一部(H26.6~H26.8)適切に行われていなかった。
平成26年11月	修学旅行実施
平成27年4月	従前の担当者が人事異動で他校へ異動したことに伴い、新担当者が世田谷総合高等学校に着任した。
平成27年夏頃	新担当者が過大な学校徴収金が存在する事実を把握した。
平成27年10月	新担当者は、過大に徴収した相手方の特定を試みるも、特定できたのは4件だけで、残り27件は特定できなかった。 平成27年10月31日現在の未返還残高は、合計223,830円である。
平成27年11月	平成27年11月23日に、保護者会を開催し、事実経過の説明及び謝罪等を行った。
平成27年12月	平成27年12月22日までに、関係保護者等に全額返還がなされた。 (世田谷総合高等学校からのヒアリングより監査人が作成)

(2) 学校徴収金について

学校徴収金は、教育活動上必要となる経費として、学校が保護者等から徴収する金銭であり、公費とは別に、私費として区分される。この学校徴収金（私費）の具体例としては、修学旅行積立金、給食費、PTA会費及び生徒会費などが挙げられる。なお、本事案については、世田谷総合高等学校が、修学旅行積立金を過大に徴収した事案であることから、学校徴収金として取上げられている。

教育庁では、学校徴収金に関する規程として、「学校徴収金事務取扱規程」、「学校徴収金会計点検マニュアル（管理・監督者用）」及び「学校徴収金等事務手引」を作成し、これらを教職員に配布している。この「学校徴収金等事務手引」において、学校徴収金は公費に準じた取扱いがなされるべき旨が明記されている。したがって、学校担当者は学校徴収金（私費）を公費に準じて各会計に分類し、必要な帳票類を整理しなければならない。

(3) 本事案の問題点について

本事案は複合的な問題点が存在するため、改めて段階別に問題点を整理すると、表 B9-6-2のとおりとなる。なお、過大に学校徴収金を徴収した学校担当者は、職務怠慢であることが明らかであることから、表 B9-6-2においては、学校担当者の職務怠慢を起因とした不適切な事務処理結果を、もっと早い段階で、発見又は未然に防止できなかったのか、その体制の問題点に焦点を当てている。

表 B9-6-2 過大徴収した学校徴収金の問題点

段階	問題点
過大徴収前の段階	①上司の承認を経ずして、学校担当者が、保護者等の口座からの引落しを可能とする体制であった点
過大徴収後の段階	①学校担当者による保護者等からの口座引落し請求に係るデータの適切な保存及び確認ができない体制であった点 ②学校担当者が、本来作成すべき「個人別管理表」が一部適切に作成されていなかったことを発見できない体制であった点 ③学校に再三の保護者からの連絡があったはずであるにもかかわらず、問題を放置する体制であった点 ④アンケート結果を集計した時点で、アンケート集計担当者が本事案の存在に気が付き、速やかに組織上の対応をすべきであったにもかかわらず、これを実施できない体制であった点 ⑤本来作成されるべき修学旅行積立金会計の決算書が作成されていないことに気付いていながら、対応できなかった点及びその体制ができていなかった点
人事異動時の段階	①学校担当者の人事異動時に、担当者間で事務の引継ぎが不十分である体制であった点
人事異動後の段階 (本事案発覚前)	①学校徴収金の残高の内訳に問題があること及び修学旅行積立金の精算がなされていないことを、学校担当者が発見するのが遅れた点
人事異動後の段階 (本事案発覚後)	①本事案の発覚後、組織として、未返還者の特定や、特定ができない人数の把握など、迅速な対応を実施していない点 ②本事案の発覚後、速やかに保護者等に事実の通知等を実施するとともに、謝罪が必要であったと考えられるが、これを実施していない点

(世田谷総合高等学校からのヒアリングより監査人が作成)